

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成29年6月9日（金）午前10時～午後2時15分

場所 第2、3委員会室

出席議員（7名）

委員長 大野慎治 副委員長 櫻井伸賢 委員 塚本秋雄
委員 相原俊一 委員 榊谷規子 委員 関戸郁文
委員 伊藤隆信

欠席議員 なし

説明員（8名）総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘
行政課長 中村定秋、危機管理課長 隅田昌輝、都市整備課長 西村忠寿、
消防本部総務課長 伊藤真澄、総務課主幹 川松元包

陳述人（5名）宮岸理恵、渡辺優子、伊藤英子、宮島正彦、千葉宣明

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第48号	岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	全員賛成 可決
請願第1号	住宅リフォーム促進事業助成制度の実施に関する請願	全員賛成 採択
請願第4号	土岐市核融合科学研究所における重水素実験に関する請願	採決保留
請願第5号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する請願書	全員賛成 採択
陳情第4号	憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書	聞き置く
陳情第5号	陳情書（原子力災害、放射能災害における防災対策について、住民の安全安心がより具体的なものとなるよう、要望するもの）	聞き置く

◎委員長（大野慎治君） おはようございます。

初委員長ということで若干緊張しておりますが、委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は、議案1件、請願3件、陳情2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出がありましたので許可をいたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 皆さん、改めましておはようございます。

先ほど委員長さんのほうから、この委員会に付託した案件については申し述べていただきましたが、今週、梅雨に入ったということでもあります。きょうはお天気よろしいですけれども、それぞれ委員の皆さんの体調の管理と、あと市当局にとっては、これからまた雨の季節になってまいりますので、そうしたところも対策、対応も十分心していきたいなというふうに思っております。きょうの委員会、どうぞ慎重な御審査のほどよろしく申し上げます。

◎委員長（大野慎治君） それでは審査に入ります。

陳述人がお越しになっておりますので、請願の審査から始めたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 御異議なしと認めます。

それでは、初めに請願第4号「土岐市核融合科学研究所における重水素実験に関する請願」を議題といたします。

5月の臨時会からの継続審査となりますが、委員会のメンバーがかわりましたので、意見陳述されたいとの申し出がありますよね。なので、これを認めます。意見陳述をお願いいたします。

添付の資料を請願人から配付されていますので、添付の資料も含めてよろしくをお願いいたします。

◎陳述人（宮岸理恵君） おはようございます。

市議の方々に核融合施設へ視察に行っていたということで、深く心よりお礼申し上げます。

まず、今回、とてもありがたいことに協力をしてくださる方がいらっしやいまして、隣に座っていらっしやる渡辺さん、こちらの新しい資料のほうを作成して、今回皆様に配らせていただきました。

内容もすごく難しいことが書いてあるのですが、やはり核融合研究所さんのほうは安全だと、安心、絶対大丈夫だということを言われて、ホームページ上でもうたってはいると思うのですけれども、決して、この資料の中からわかることから、絶対出ないということはないと言い切っていると思います。私たちの命の水である木曾川の側に、こういった核融合実験施設があるということを、たとえ市が少し離れていても安全ではないというふうに私は考えております。

実際、たとえ出ている量が微量であったとしても、核にかかわるものというのは、命、生命、遺伝子を傷つける危険性があるということは、もうあらゆる研究者が認めていることでもあります。それに対して、私が一番願いたいのは市民の、もちろん岩倉市だけではなく、愛知県、広くは日本国、水は世界をめぐるっています。地球全体の人々の命とかかわってくる実験が行われているということに対して、ずうっとそれぞれが関心を持っていくという形をとっていただきたいと思ったので請願を出しています。どうぞ、そういった子々孫々にわたる、せつかくこれまで御先祖様たちが守ってくださったこの大地を私たちの代で汚していいものではないと思いますので、そういった認識のもとに、ぜひこの請願の内容を皆様に御理解いただいて、御賛同いただきたいと願いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎委員長（大野慎治君） 委員の皆さん、きょうは請願者のほかに補足説明者の方がいらっしゃると思いますが、発言を求めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） では、追加で説明してください。

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） ありがとうございます。

きょう、請願者の方の補足説明ということでお話しさせていただきます渡辺と申します。よろしく願いいたします。

皆様のお手元にあります資料について、重要なところを順に説明させていただきます。

まず、今回の実験ですが、5ページにあります、どんな核融合反応が起こるかという部分なんですけど、主に重水素と重水素を反応させて、心配な部分は中性子なんですけれども、中性子が発生する実験が行われるということで、そのときに、三重水素もできてしまうので、重水素と三重水素を反応させるD-T反応というものも起こります。このときにもまた中性子が出てきます。

三重水素というのはトリチウムでして、放射性物質で、半減期が12.7年、ベータ線を出してヘリウム3に変わります。このトリチウムが気体廃棄物として原子力学会などでは認識されています。それを今回、回収をして、水の

形にしてからアイソトープ協会に引き渡すということになっていますが、それが現在、どれぐらいの水が回収されているとか、そういうことは公開されていません。廃棄した量はゼロということになっているらしいのですが、廃棄したものがゼロであるならば、回収した分がどれだけあるかを示していただかなければ、全量として発生したものが今どこにあるかがわからないと思います。

次の6ページなんですけど、これは核融合研究所の資料でして、年間のトリチウムがどれだけ発生して、どれだけ放出する可能性があるかということ、それに加えまして年間の中性子発生量が書いてあります。トリチウムを放出していいとされている量を核融合研究所が決めて、協定を結ばれているもので、各年度、最大37億ベクレルを排気筒から出していいですとか、水の形で廃棄物として出していいということになっています。

中性子なんですけれども、前半の6年が2.1掛ける 10^{19} 個が毎年発生するとなっています。これは東海村の臨界事故の3.3倍に当たります。毎年3.3倍の量の中性子が発生することになります。後半の3年は、3.2掛ける 10^{19} 個の中性子が最大発生すると明記されていますが、これは東海村の臨界事故の5倍になります。その根拠といいますのは、お配りはしていないんですけれども、1999年12月6日の中日新聞で報道された中性子発生量をもとに算出しました。

核融合研究所の説明を聞きますと、微量だとか、そういうことをよく言われるんですけども、東海村の臨界事故であれだけの被害があつて、遠くまで中性子が飛んだ形跡もありながら、大丈夫です、微量ですというのは、ちょっと国民側としては、その説明を聞いて本当に安心できるものではないということを強く思います。

次の7ページなんですけど、トリチウムというものが人体に入るとどうなるかというところなんですけど、普通の形のトリチウム水というものに比べて、炭素などの有機物と結合してしまったトリチウムを有機結合型トリチウムといまして、研究所側は、トリチウムは12日間で半数が体外にお水だから出ていくよという説明をされると思うんですけども、研究所のほうもお認めになっているのは、有機結合型のトリチウムは簡単に体の外には出ていけないということはお認めになっております。その有機結合型のトリチウムは、染色体などの人体の重要な器官で使用されることが多いので、放射線を出して崩壊するとき細胞が壊れるという特徴もあります。

次にですが、ちょっと8ページを抜かしまして、9ページの御説明をさせていただきます。

ここは、トリチウム関連の健康被害が載っています。これも、全て国などが認めているものではありませんが、こういうことが起こっている事実があります。

次に10ページですが、トリチウムを放出すると環境がどうなるかというのが示されています。

上の表なんですけど、核実験時代にふえたトリチウムがだんだん下がってきたところに、敦賀原発2号機が運転開始をしたところ、敦賀原発の近くの雨水と空気中の水分の中のトリチウムだけは、グラフで見ただけだと、白い四角と黒い四角であらわされているんですけども、有意に上がって、福井市の黒い三角と白い三角のものは、60キロ離れた地点の雨水と空気中の水分の中のトリチウムはそのまま減っているということがあらわされています。

下の図なんですけども、これは放出量と空気中の水分の中にトリチウムがどれくらい含まれているかの相関関係を示すものです。トリチウムを外に放出した場合に、少しおくらせて、大気中のトリチウムの濃度が上がっていることが見てとれます。

次に、11ページは、トリチウムに関する法令などを書かせていただきましたが、これは特に法令違反をしているわけではないので、御参考までということにつけてあります。

次に、12ページの中性子が当たって放射化するとはどういうことかというのをちょっと身近なもので御紹介させていただいています。

例えば、5円玉の亜鉛が亜鉛65という放射性物質に変わったり、私たちの体内中のナトリウムがナトリウム24という放射性物質に変わります。なので、中性子被爆をしたかどうかは、体内のナトリウム24をはかって、どれだけ被爆したかというのをはかるそうです。空気中のアルゴンという成分も放射性物質に変わります。あと、私たちの中で、金歯の金が入っている方は、そこに中性子が当たると、金198という放射性物質に変わったり、髪の毛の硫黄の成分が放射性物質に変わったり、中性子が当たると、当たった物質が放射性物質化するものもあるし、しないものもあるということです。

次の13ページですが、ここが実験の施設に使われているステンレス鋼材が中性子が当たって放射化したら、どんなものができて、何年後にどうなるかというものが示されていて、これは研究所が出している資料です。

1ショット3秒を1,000ショットした後どうなるかということが示されていますが、下の赤い四角の中で、一例として計算させていただいたんですが、HC容器のステンレス鋼材が合計5,880リットルあります。その1リットル当たりの放射性物質、いろんな各種含めてですが、1リットル当たり5万

9,100ベクレルの放射性物質に変わってしまうということです。これは、40年後のところを今指し示しているのです、実験から1年たって、2年たって、40年待ってもこれほどの放射性物質が実験の機材の中に残るといことです。これは、今、HC容器だけをとっているのです、右上の小さな四角の中に入っているのですが、総量で計算していないですけれども、総量で見ると、とても私たちがこんな大量の放射性物質をつくってしまっているのかと思えるような量の放射性物質をつくり出します。

1,000ショットというのがどれぐらいかといいますと、核融合研究所側は、1日30とか32ショットやりますと言っていました。それを月から金までやって、4日間、1カ月だとして、1カ月に480ショットやるという計算になります。それを3月から7月までやって、4カ月間みっちり同じように30ショットをコンスタントにやるかどうかわかりませんが、やったとしたら、今回の1クール、1年間での積算が1,920ショットになります。1,000ショット後にこれだけのものができてしまうと示している資料なんです、1クール終わらないうちに1,920ショットいってしまっているのです、これよりもっと放射性物質ができてしまいます。そして、それを9年間続けるということです、私たちの環境にどれだけのものを残すのかということです、とても不安になります。

次のページなんです、先ほどはステンレス鋼材だったんですが、今度はコンクリート、実験施設の周りをコンクリートで覆って遮蔽をしているので安心ですと私たちは説明を受けていると思いますが、そのコンクリート自体も放射性物質化します。コンクリートの壁と天井の体積だけでも、1,340万リットルあります。その1,340万リットルが10年後どれだけの放射性物質を含んでいるかという、1リットル当たり8,800ベクレルとなります。これも1,000ショットで計算してありますので、これを1クール、1年間やって、9年間続けるとしたら、もっと多くの放射性物質ができ上がるということになります。

このコンクリートなどを解体するときですとか、何か事故があったときに飛び散らないんでしょうか。火災事故も、核融合研究所は2回も起こしています。今は、燃えないものの資料でしたけれども、燃えるものが実験所の中にもあるはずなので、そういうものが燃えたときに、何が飛散してくるかわからないという危険性があると思います。

次のページが、研究所が出している実験をしても、コンクリートの壁でこれだけ遮蔽できていますよというものです。

(発言する者あり)

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） わかりました。ありがとうございます。

済みません。お手元の資料にはないと思うのですが、一応、研究所が出している1ショットでこれだけ放射線が出たというのをきちっと検知します、こういう機械を入れていますという説明書がここにあります。ここには、グラフで、1ショットやったらどれだけ上がり下がりするかというものがきちっと明記されています。

なのですが、今、私たちが見られるもの、核融合研究所がきちんと情報公開しますとあって、どれだけどういう変化があったかを公開してくださっています。それは、今、核融合研究所のホームページを見ても見られるのですが、こういう折れ線グラフになっていまして、毎日見ても余り変化がありません。1ショットやって上がり下がりするものを10分平均でならしてから、このグラフに落とし込んでそれを公開しているのです、私たち市民が何時に何が起こったか、どういう実験がされているのか、研究所側は持っているんですけども、私たちには公開されていない、非常にわかりにくいような情報公開の仕方をしています。

それと、核融合研究所のホームページの中に、重水素実験情報公開ページというところがあるのですが、6月2日の時点でどれだけの中性子が発生したか、どれだけトリチウムが発生したかということが公開されていますので、量を申し上げます。

中性子の総発生量は、研究所管理地、年間2.1掛ける 10^{19} 個の7.8%中性子が発生しましたとなっています。このパーセンテージで示されると、7.8%という数字を見ると、それだけなんだと安心してしまいがちですが、これを実数で計算しますと、163京8,000兆個の中性子が発生したということになります。そして、研究所側は、コンクリートで中性子を1,000分の1に遮蔽できますとおっしゃっていますので、その1,000分の1というふうに計算しますと、少なくとも1,638億個の中性子が遮蔽するコンクリートの外へ出たということになります。こういったことが計算してみないとわからないような情報公開の仕方がされています。

トリチウムに関してですが、トリチウム総発生量が研究所管理地、年間37ギガベクレル、その管理地の7.8%が発生しましたとホームページでは公開されていますが、この7.8%は計算をしてみますと、28億8,600万ベクレルのトリチウムが発生したということになっています。

研究所が岐阜県と多治見、土岐、瑞浪市と結んでいる協定書では、90%は必ず回収しますということになっていますが、90%回収したとして、2億8,860万ベクレルが排気筒からトリチウムを廃棄したという計算になります。

ただ、皆様が行かれたときには、排気はしていませんと研究所がお答えになったと聞いておりますが、またこれは、先ほど申し上げましたとおり、排気していないのでしたら、何ベクレルのお水が何リットル回収してあるのかということを示していただかないと、どこへ行ったのかわかりませんでは市民側は安心できないということになっています。

拙い説明で済みません。私からの説明は以上になります。

◎委員長（大野慎治君） 意見陳述が終わりました。

紹介議員からの補足説明はよろしいでしょうか。

（挙手する者なし）

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎委員（伊藤隆信君） 私も、この施設の見学に行ってきたして、一応説明を受けた者ですけど、そもそもこの目的というのは、いわゆる将来の日本の発電所の初期的な研究ということをお聞きいたしまして、まずはとりあえず高性能プラズマの性能を調べるというような施設でございまして、核融合の実験に向けての研究を進めているということで、今進めておるわけですけど、基本的なデータを取得するというので、重水素を用いたプラズマの実験ということをお聞きしてございまして、主にプラズマの性能を向上させるということが目的ということで、核融合反応を起こす実験ではないということをお聞きしまして、あくまでも重水素の実験だということで、その辺のところでは安全性はあると。実際にそんなような説明を受けたんですけど、その辺のところはどんなような。

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） ありがとうございます。

研究所まで足を運んでくださって、岩倉市の議員の皆様方、本当に温かい方ばかりでうれしいです。

核融合反応というものが、研究所とか、今、文科省が言っておりますのが、トリチウムと三重水素と重水素を用いたものを核融合反応というふうに表現をされていますが、そもそも核融合実験ではないという言い方が印象操作というか、ちょっとおかしいなという印象を持っています。核融合反応の中にいろいろな反応の仕方があって、重水素と重水素を反応させるD-D反応というものがございまして、また2つ目に重水素と三重水素を融合させるD-T反応というのがあります。

それは、どうして核融合ではないというのが私には理解できないんですけど、核融合の中にいろんなパターンの核融合があって、その一つが今回行われているということなんですけど、なぜか研究所のほうは核融合ではなく、重

水素実験だというふうにおっしゃるんです。でも、重水素と重水素を反応させる実験も核融合反応の中の一つなんです。ここがちょっとおかしいなと思います。

D-T反応という、僕たちはやりませんと言っている実験なんですけれども、D-T反応という、重水素と三重水素も自動的に発生してしまうということも過去に発覚しまして、今は核融合研究所がお認めになっていることです。なんですが、市民が聞いたり、議員さんたちが聞いたりすると、核融合実験ではありませんというふうに言ってしまう。そこが本当に不誠実なところでして、どうしてそういう表現をされるか全く理解できない気持ちです。

◎委員（伊藤隆信君） 実験ですけど、この施設は全世界、日本にもたくさんあると思うんですけど、その辺の認識はいかがでしょうか。

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） ほかのところでもやっているということで、今回近かったので、私は危機感を抱いて調べ始めたんですが、ほかの施設でも、茨城県のほうでの核融合実験のことを調べて少し思うことがありまして、そちらでは、気体廃棄物ということを経験側がお認めになっていて、少し土岐の核融合研究所の対応と違うなということを感じております。なので、ほかのところについては、私は詳しくないのですが、情報公開の仕方ですとか、説明責任ですとかが少し弱いのではないかなと感じる部分もあります。

◎委員長（大野慎治君） ほかにございませぬか。

◎委員（相原俊一君） ごめんなさい。渡辺さんはどういう団体とか、組織とかお入りになっていて、そういう知識はどれぐらいお持ちなのか。私個人から言うと、正直言って、向こうの専門家、こちらの専門家両方から聞くと、全部正しいのかなと思ってしまうんです。ただ、どちらが信憑性があるのかなと。その辺でどこ所属で、ごめんなさいね、どういう勉強をされてというのをお教えいただけますか。

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） 私は原発事故避難者でして、そこから放射能について興味を持ちまして、興味というか、勉強せざるを得なかったような立場です。そこから勉強しまして、避難をしてきたのに、また核に追いかけるように身近で核融合実験が始まるということで危機感を覚え、自分で情報公開されています資料を読みあさるといふか、読みまして、重要なところをピックアップしたり、あとは物理学の先生にいろいろ教えていただいたりしながら、本当に私がやっているのはただの計算なんで、公表されていることを計算しているだけなので、大して研究的なところもしていません

し、ただの主婦ですので、皆様御心配になられるかもしれないですけども、ただ私が使っている資料は、核融合研究所が公表されているものを使っていて、それを計算させていただきましたので、そこについて、自分なりの疑問という切り口で計算させていただいたということになります。

なので、一市民としての心配で、核融合研究所にも今まで2回足を運んで説明も受けていますし、質問もしていますし、その都度、わからないことがあれば、研究所のほうにも電話をしますし、あと岐阜県庁にも電話をしまして、何か起こったときにはどういう体制で、どういう連絡がどこに来るのかということも細かく聞いています。土岐市などにも電話をしたりして、今まで足しげく通ったり、調べた結果ということですので、物理学者とかではないので、御不安になられるかもしれないですけども、御容赦ください。

◎委員（相原俊一君） 被曝されたというふうにとってよろしいわけですか。福島の方ですか。

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） いえ。私が住んでおりましたのは、千葉県松戸市でして、皆さん原発事故というと、福島だけのことだというような、遠く離れた愛知県ではそういう認識をされる方が多いんですけども、千葉県松戸市も当時、テレビでは、柏、流山、松戸のホットスポットなどと報道されましたし、放射性物質のプルーム、風が流れてきまして、そこに落ちた場所ということでいろいろ懸念がありまして、松戸市とか柏市は、市として甲状腺検査が必要だということを認めていまして、子どもたちの甲状腺検査を順々に今進めているような状況です。私の息子にも、甲状腺に嚢胞がたくさんできていまして、正常だと言い切れるような状態ではありませんでしたので、母親としてとても心配している状況があります。

◎委員（相原俊一君） 東日本の震災が起こって6年ですが、その間にいろいろ勉強されたということですね。核融合総合研究所にも電話をされたと言いました。2回ほど行かれた。そういうところで御納得がいていないということなんですね。そういう話で向こうとの接点というのは全くなかったんでしょうか。要するに、私も見学はさせていただいたんです。反対派の方もいらっしゃるよ。そうやって研究所の方がおっしゃるのは、そういう方は大抵は電話の一方通行なんです。だから、そういう方にもぜひとも見学してくださいということで、一方的に言われて帰ってきてはいるんですけども、その辺はいかがだったんでしょうか。

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） ちょっと一方通行というのが、向こうの方がどう思われているかわからないですけども、私の場合は、見学に行った際に質問をして、わからないことには答えていただきますし、そこで深め

ていくような状況がありまして、電話での質問も、ちょっとはぐらかされるようなところがあるんですけども、細かいことで、数値で突っ込んでというか、詳しく掘り下げていくと言ってくれることもあるので、その辺は一方通行というふうには私は思っていません。きちっとこちらが的確に聞くべきこと、この数値を教えてくださいと言えば教えてくれたり、それはまだ計算してませんとか、後に公表されますのでお待ちくださいとか、そういう形で答えてくださるので、特に文句の電話をかけているわけではないので、私としては一方通行という感覚はないんですが、それは近隣の方ですか、被曝を懸念される方が多いのも事実ですので、いろんな方のお電話がかかってくると思います。

◎委員（伊藤隆信君） 今、お話をお聞きしまして、確かにこの数値、たくさんさんのデータをとっていらっしゃいまして、私どもも、さっきも言った実験場の視察に行きまして数値をお聞きして、重水素の実験については、いろんな災害時の対応、それからいろんな今のマニュアルがありまして、別に問題ないというお話を聞いて、実際帰ってきたんですけど、災害が一番問題だということいろいろ聞きましたところ、やはり地震なんかですと自動的に停止すると。あそこは電気でやってみえますもんで、電気が自動的に震度4以上になると停止して、その辺のことも問題ないと、いろんなことをお聞きするんですけど、今お話を聞いていると不安だということですね。なので、僕らも実際施設に行って、国の基準から全て問題ないということをお聞いているもんで、何かそういうのがちょっとかみ合わんなという気がするんですけど。

◎委員（梶谷規子君） 実際、研究所に行ってきた、安全だというふうに言われてきたお話をされましたが、やはり研究所というのは、実際、安全だと説明されるわけですよ。私も福井出身なので、小学校、中学校の遠足なんかは敦賀原発へみんな行きました。その原発の中の見学施設なんかは大変きれいで、本当に安全だということの説明をされます。

しかし、今、核融合ではないと言い切られるというところからも、やっぱり研究所の方たちは、福島原発事故以来、原発、核というと非常に皆さん危険だというふうにしんがえられるので、核融合ではないということからの説明をされるんだと思うんですよね。でも、重水素実験そのものが核融合の中の一部であるというわけですから、今不安に思われるところから敏感に感じ取って、このようなデータを本当に分析しながら、物理学者の方の御意見も聞きながら分析されたということに非常に敬意を表するんですが、この福島事故以来、やっぱり安全神話が本当に崩されている状況ですよ。

だから、想定外なことがいろいろあるという、想定外ということいろいろ

なことが片づけられましたけれども、やはり核実験そのものの危険性、もちろん安全に安全にということでのさまざまな研究の上でされているものの、大変危険な中身がまだいろいろあるんだという、この請願は、子どもを持つお母さんが本当に不安だというところから出された請願だと受けとめていますので、現場にきちんと行ったけど安全だったよという、そこでかみ合わないということではないんじゃないかなあと思うんですけど、だから不安な中身をやっぱり私たちは受けとめて、この実験場の土岐市の周辺の自治体だけにはいろいろ公表しているものを、少し離れた岩倉市にも、住民にきちんと情報収集を求めて、必要がある場合の対策を求めていくということは必要なんじゃないかなと思っていますところですが。

◎委員長（大野慎治君） 補足説明者の方どうぞ、意見があれば。

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） ありがとうございます。

本当に岩倉市の議員の皆様は市民寄り、市民サイドのお考えの方が多くて感激しています。

あと、何かあったときの連絡体制についてなんですが、私が岐阜県などにどういうふうに連絡が来るのかなど調べた結果ですが、何が危なくて、屋内退避をしたほうがいいだとか、こうしたほうがいいよというのを誰が判断するのかというところを岐阜県庁に伺いました。そうしたところ、判断するのは安全監視委員会の学者さんたちだということで、何か起こったら、その学者さんたちに電話をして御判断を仰ぐということでした。それから、岐阜県庁がその判断をもとに住民に対してどうしていくか、対策をどうしていくかということをお隣の3市の土岐、瑞浪、多治見市におろしていくというルートでした。

私たち、ここは愛知県ですし、この岩倉市には何かあったときに連絡が来るルートがまずないということもありますし、その判断も学者の先生方の判断になるんですけども、そこに常駐しているわけではないので、実験施設のところの数値が今こうだからということが研究者の方が迅速にわかるかどうか不安もありますし、その連絡方法は電話で聞かれるそうで、その学者の皆さんは、名古屋ですとか、九州のほうですとか、いろんなところに散らばっているそうです。そういう方に的確な判断をしていただいて、それから決めて、それから災害時だとかにどういう対策をとるかというのが決まってくるので、相当なタイムラグが発生すると思われまして、岩倉市には情報がおりにこない可能性も、今のままですと多いかなと思いますので、そのあたりも御検討いただければと思います。

◎委員長（大野慎治君） 補足説明者の方どうぞ。

◎陳述補足説明者（伊藤英子君） 私は、岩倉市民として本当に心配しているので、そういう立場から、ちょっと意見を言わせていただきたいと思います。おります。

今、渡辺さんが説明してくださった内容は、非常に緻密に計算されたことでもって、本当に彼女の努力の結晶でもあるような、今までに集めてきた情報をもとに説明をしてくださったんですけれども、私は子どもを産み育てる母親の直感というものと、中学生でもわかる説明、普通のお母さんでもわかる説明という部分で、今、渡辺さんがおっしゃったようなこと、何回も何回も聞かないとわからないような内容なんですね。

今、原発のことで放射能のことが皆さんの口々に語られつつあるようにはなっているんですけれども、実感としてどのように子どもたちを守っていけばいいのか、家族を守っていけばいいのか、本当にこれは安全なのということを考えようと思ひまして、情報をできるだけわかりやすく公開していただくことをしないと、自分たちで確かめたいと思ひても確かめさせてもらえない。こういう本当に複雑な計算をしないと、安全かどうか自分で判断できないというふうでは、私は不安がいつまでたっても拭えないものですから、例えばこちらの13と書いてあるところの下のほうに、5万9,100ベクレルが5,880リットルありますよと。5,880リットルはどれぐらいの量なんですとか、それからあと、14ページの8,800ベクレルのものが1,340万リットルって、これはどんなコンクリートの量ですかというふうに思うと、私は本当に想像がなかなかつきにくいんですね。

そういうものが、もしも何か事故があって、大破をして飛び散ったときに、それこそこの二、三日の間に新聞をにぎわせているプルトニウムを肺の中に作業員の方が5人吸い込んでしまったというようなことがあった。それで、中性子で放射化されているようなコンクリートが、私たちの飲み水の、要は上流のほうにそういう施設があって、トリチウムなんかはお水になって川を流れてきて、空気になって、あと粉じんになって飛んできてということがあったときに、連絡体制がどうのこうのという問題よりも、まずは初期にどうやって私たちは防護したらいいんだろうということを考えると、防護以前にそんなものを上流につくってほしくないよというような気持ちでいっぱいになるんです。

ですから、せめて、情報の公開をわかりやすく、本当に実験をやっていることに意義を感じるかどうかということを一一般の人たちが考えられるように、リスクと本当に実のある科学の研究と、ちゃんと市民が比べられるような情報の公開をしてほしいと、市民の側からそういうふうに思ひますので、岩倉

市の議員さんたちには、本当に一般のピープルがどういうふうに感じているかということ为先ほど知っていただけたらなと思って、こうやって意見させていただきましてありがとうございました。

◎委員（関戸郁文君） ちょっと細かい話で申しわけないんですけども、資料の6ページなんですけど、年間トリチウム最大放出量と年間中性子最大発生量がそれぞれ記されております。不安の中身というところに行くんですけども、この数値そのものが信用できないのか、この数値がもう既に危ない、危険であるというふうに思われているのか、両方なのか、ちょっと教えていただけませんか。

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） この数値自体が私は不安です、正しいとして。被曝というのは、自然に被曝する分もあるというふうに言われますけれども、追加被曝は、本人の了解を得ずして強いられるものではない、強いられたくないというのがあります、そこに近隣の方ですとか、下流の住民ですとか、割と近いものですから、そういう人たちに、遠いから量が薄まるよとかいうことではなくて、量が薄まったからいい悪いではなくて、追加被曝を強いられたくない。赤ちゃんから大人まで強いられるようなものでもないと思うので、この数値自体、原発と比べて少ないだとか、東海村の事故よりも多いだとかいろいろありますけれども、少しでも嫌です。

この数値自体がトリチウムを最大37億ベクレル放出しますというところも、計画ではこういうふうに言っているけれども、実際どうだったのか、実際どれぐらい出たのかをきちっと公開してもらいたいと思いますし、この実験に対して私は反対の立場ですが、賛成とか反対とかを乗り越えて、きちっと情報公開はされるべきだと思っていますので、それを踏まえると、今回の請願、安全とわかるようにしてくださいというのは、本当にぜひやってほしいことですので、お願いしたいところがあります。

◎委員長（大野慎治君） ちょっと委員長のほうから、質疑の途中ですが、請願者の方がずっと席を外されていますので、暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開します。

委員の皆さん、御提案なんですけど、委員長のほうから、請願事項の1. 影響を受ける可能性のある自治体の子どもを含む全ての市民に対し、この実験が確実に安全である証明を当研究所から求めてくださいとありますが、委員の多くの皆さんは視察しましたが、あちらから、多大な量のダウンロードができませんので、資料はいただいてきました。これが安全計画でございますので、これを委員長のほうから代表してお渡ししてもよろしいでしょうか。

[了の意思表示あり]

◎委員長（大野慎治君） 異議なしとして、今ちょっと請願者にお渡しいたします。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（大野慎治君） それでは、多くの委員の皆さんが核融合研究所のほうに視察に行ってきましたので、議員間討議に入って意見交換をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（大野慎治君） それでは、ちょっと委員長のほうから数値説明だけをさせていただきたいと思います。

この請願趣旨に入っておりましたフランスのラ・アーク核燃料再処理工場から排出されているトリチウムは1京1,600兆から8,500兆、核融合科学研究所の約300万倍ですね。イギリスのセラフィールド再処理工場は見つかりませんでした。カナダのピッカリング原発は大気中に2,500兆、核融合科学研究所の約65万8,000倍排出されています、1年間で。六ヶ所村は今はちょっととまっておりますが、稼働していたときは大気中に9.8兆、約2,579倍、管理基準は1,900兆だそうです、最盛期には。液体としては、1,300兆排出しております。管理基準は1京8,000兆だそうですでございます。玄海原発は資料にございましたとおり、100兆が液体で排出されていまして、気体と液体は若干違いますが、2万6,300倍ぐらいの規模が違うということはここでちょっと申し上げておきます。

それでは、一人ずつ、相原委員のほうから、視察してきた、質疑の中で述べられていますが、このことについてお願いいたします。

◎委員（相原俊一君） 私としては、一方的に核融合科学研究所からお話は伺ってきました。別段疑義は一切ないんです。ただ、その中で、トリチウムを95%回収と言っていますけれども、これは95じゃない、もっと高い。ただ、95%回収する見積もりにしないと膨大な費用がかかる。だから、95%で設定した放出を計算するとそのようにはなるんでしょうけど、これはまだ下がるんだろうなとか思いましたけど、先ほど陳述人の方がおっしゃった火事2回とか、そういう話は聞いていないよ、いいことばかりしか言っていないのだよなどは思っているのは事実です。

ただ、請願項目の中のこれは変えないと納得というか、賛成できないよなとは思っています。安全を証明しろというのは、どういうふうにするのか、2番目の核とかミサイルとかの話になってくると、私どもの管轄じゃないよ

なということの個人的な意見です。

◎委員（関戸郁文君） 新しい説明、本当にありがとうございます。

我々、土岐市役所とこの施設に行つて説明を受けました。はっきり言っちゃいますと確信したわけですね、安全であることを。なので、安全でないというお話を今一生懸命聞いたわけです。ただ、それで不安かという確信までは行ってないんですね、申しわけないんですけど、もっと僕自身が研究しなきゃいけない。だから、今の段階ですと、どうしても核融合科学研究所という大学の研究機関とも言えるべきものが多分、各大学にはああいう放射性を扱うものがたくさんあるんでしょう。あそこは規模はでかいですよ。

なので、そういうものと同じ扱いなのかなど。いわゆる原子力発電所とか、そういうものとは違う。あくまでも研究施設であつて、京大でも東大でも、どこでも放射性物質を扱う研究所はあります。そういうものと同じ扱いで、安全であろうという結論に達しています、今の段階では。なので、ちょっとこの請願内容は賛成しづらいんです。

ただ、不安だということは非常にわかりますので、そこを取り除く、皆さんの不安なところの取り除く努力というのは必要だというふうには感じますけどね。それは、どういう方法なのかというのは、ちょっとはつきりわからないですけども。以上です。

◎委員（伊藤隆信君） 私も同じ意見で、不安だという皆さんの御意見、十分理解できます。ただ、今回、私どもが研究所を見学させていただきまして、この研究所は平成元年から、当時の文部科学省が設置して、非常に研究されて、そしてまたここ最近、29年になって重水素の実験と。その間、結局、施設をつくつて、非常に膨大な研究費を費やして研究されて、将来の日本のためになると思つて研究されていると思うんですけど、ただその施設がトリチウムとかいろんな問題が出てきて、確かにそういうことを言われると不安だなどというのもわからんでもないんですけど、施設を見て、安全ということを非常に関係者の方の説明を受けているもんで、僕らは少なくとも安全だという気持ちはあるんですけど、今言われたことは十分理解できます。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 私は、先ほども述べたように、鶴岡原発などにも行って、今度のここには行ってないんですけども、というのは、ほかの議員さんは行きますよと言われたけれども、過去の経験からして、実際、研究所の人たちは安全だと言うに決まっているというふうに思うものだから、実際行つたつてというふうな頭なんですよね。だから、今までもらった資料で、これまでいろんなところで安全神話をいろいろ言っているけれども、安全じゃない。こういった不安な状況がある。こういった被害も、少しずつ少しずつ

つ人体に対しての影響があるというさまざまな資料を見せてもらう中で、やはりこの請願者である子どもを持つお母さんたちの不安を取り除くためにと
いうことを受けとめて、市議会として、請願事項の安全であることの証明を
求めてくださいということではないと思うんですよ。安全であるという証明
はないから。

なので、この実験を容認したという土岐市や可児市や瑞浪市以外の自治体
では、本当に知られていない状況でありますし、やはりこういう実験をされ
ているということ。また、さまざまな情報をきちんと岩倉市でも、30キロ離
れていると言えども、情報収集をしていくこと。また、2番目のさまざまな
事故が起きたときの状況、そういった場合の対策というか、さまざまな情報
を、きちんと公開してもらった情報、また入手した情報をちゃんと岩倉市民
に知らせていく努力を市がしていく必要があると思うし、情報収集をしてい
く努力をしていく必要があるし、また岐阜県であるけれども、岐阜県に近い
愛知県の自治体が幾つもありますので、愛知県に対しても、きちんと情報収
集をして、きちんと近隣の市町に情報提供をしていく、情報公開をしていく
ことを求めていくということを要望していくべきではないかと考えています。
なので、この請願趣旨全体に対しては受けとめますよという採択の仕方をし
たいなというふうに思っています。

◎委員（塚本秋雄君） 現地を視察してまいりました。住んでいるところが
中津川市ですので、瑞浪、土岐、多治見というところらの状況もわかってい
ます。かつては、その近いところで、御嵩町の産廃問題で、命の水というこ
とで、岩倉市も岐阜県と愛知県に意見書を出したことがありますし、岩倉市
は核という言葉に対しては、核融合科学研究所でありますから、岩倉市も
1995年の平成7年に核兵器廃絶平和都市宣言もしているところでもありますか
ら、そのときに私もいましたので、すごい興味はあります。

それと、日本の経済成長の中における公害問題、イタイイタイ病、あるい
は水俣病、四日市ぜんそくを含めて、一つ公害から来て、今しっかり問われ
るのは環境問題。その中で、エネルギーはどうしていくかという、これはエ
ネルギー問題から出てきているのかなとは思っています。ただ、文科省とい
うのは、テレビの中でのやりとりを見ていますと、文科省が正しいことを言
っておるか、物を全部明らかにしておるかというのは、今の状態だとはな
がつく状況の中で話をさせていただきますけれども、この話自体は、多分四、
五年前からやられていたのかなと、地元のほうでの取り組みは。いわゆる核
融合科学研究所の重水素実験を認めないような、いわゆるつくらないよう
なところから来ている運動だったと思います。そういうときには、地元

の一部では、トリチウムは水素の仲間で、体内に取り込まれやすい遺伝子だという、それはここの研究所も認めていることだろうと思いますし、それが被曝が心配されるという部分があります。

だから、コンクリートで塀をつくって、外に逃げないようにやっているということは、同じ考え方だと思いますし、今回、渡辺さんから話を聞いて、中性子なりトリチウムによって放射性物質がたくさん生まれてくる、いわゆる周辺機器、それが実験機器だと思いますけど、その後処理の問題もあるだろうと思いますけど、そこら辺にしっかり残っていくということも向こうでは言わなかったんだけど、向こうはコンクリートで防ぐというだけであって、そういう話も聞いてきました。

そういう意味合いでは、この請願については、無関心ではなかった私の心を動かして研究所へ行ってきて、知り得たということで、説明されたことを聞いていますと、基本的には請願事項がありますけれども、そうめっちゃめっちゃ文句を言っている、いわゆる実験所をつくるなということじゃなくて、廃止せよということじゃなくて、最終的には情報公開と、その情報公開をしていく中で問題があればやめざるを得ない、実験段階でありますから。将来的に、これが本当に今の原発にかわるエネルギーになるかどうかというのは、世界では競争されていますけれども、はてなの部分がありますし、もともとここの核融合の研究所というのは、国の直営で、国の予算で、国がだめだと言ったらだめになっちゃうし、予算をつけなかったら今のことも無理だし、ほとんどあちこちの大学の先生たちが来てやっているという。そこには、メーカーなり業者は絡んでいますけれども、そういう形の中でやっている。福島原発事故みたいに、東電がやって、そこにかかわってくるのとちょっと違うやり方をやってみえて、それなりの人たちが取り組んでいるかなと思っています。

地元が土岐市、瑞浪、多治見、それから岐阜県が絡んだ中で流れがあってやってきたと。当然、そのときには、その土地を指定しないかん。本当は山でやらんでも、海のほうがいいんじゃないかなという気もしたんですけども、もともとそういう計画があった土岐市の地域性がありますし、瑞浪は瑞浪でまたいろんな地域性がありますけれども、そういう中で考えられてあそこに指定されたんだらうと思います。

そういう意味合いで、先ほど言われましたけど、もし何かあれば、それが木曾川の水に行けば、岩倉だって、木曾川の水で県水の約6割ぐらひは飲んでますから、それはそこが汚染されてれば、そういう状況も出てくるということを捉えることもできます。そういうことを含めまして、不安という

部分については同じふうな考え方ができると思います。

ただ、安全である証明というのは、当研究所へ行って、向こうの説明を聞いて、向こうは絶対安全とは言わないんですけれども、資料は安全対策をやっていると。それについては、地元のいろんなところに報告して、基準は守りながら、安全評価のもとに進んでいると向こうは言っているわけですから、そういうことを何回も何回も聞いていくことが安全であることの証明を当研究所に求めていくことかなということ、研究所へ行って聞いてくる。これでは終わらないと思いますけど、この成果というのは、20年、30年、もっとかかるんじゃないかなと。ただ、実験が進んでいるなというのは思います。

それと2番目の、当然、事故、ミサイル攻撃されれば影響はあります。絶対あると、それはどのことに対してもあると思いますので、今の原発が再稼働しておるところでも、そうされれば同じことですから、そんなものは大変なことだろうと思います。そうならないようなことが国民なり市民は当然わかっていますから、それをどうしていくかとなると、もう国の予算でやっている以上、国レベルでやっていかないと、研究所だけでは難しいし、岩倉市だけでは難しいかなと思っています。

そういう意味合いで、請願事項については難しいけれども、考え方と趣旨は理解できます。ぜひ国会なりいろんなところで、国会議員を通じて国の中でもっと議論をされていって、エネルギー、環境問題から考えていってどうかということ、捉えていく必要があるかなということ、私はこの紹介議員になっておりますから、考え方について不安に思うことは当たり前じゃないかなと思っています。以上です。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 議論の最後のほうで、火事が2回あったというお話があったかと思います。1回は、前回の請願書につけ加えられていた新聞記事の報道のとおりだと思うんですけれども、あれを拝読させていただきますと、研究所内の増設工事の工務店の方の失火で火事が起きたというふうに私は読んだんです。違うなら言ってくださいね、違うと。核融合の実験に際して何らかの失敗で火事が起きたというふうには私は読み取れなかったんです。純粹に、建設会社が研究所を増設する工事をしている中で火が出たという、だけのという言い方はいかんですけれども、出ちゃいかんですけれど、消防団員の手前上。研究所の火事の1回は、実験に伴う火災ではないです。

もう一回、ちょっと情報があつたらいただきたいと思うんですけれども、そういうふうな思いもありますので、研究所の出されている情報はうのみにはできないよというお考えなんですよ。いろいろな印刷物を私もいただいて、どっちが正しいのかちょっとよくわかんないんですけれども、安全だよ

というような記載があって、またなおかつ塚本委員が言われたように対策はとってみえると。何かあったときに、今は電話で対応する。それが地元には伝わる。そこからどれだけ周辺の自治体に波及するのに時間がかかるかというのはちょっと私はよくわかんないんですけども、実際問題、例えば安全対策とかを含めていって、もろもろのことをやっていこうと思うと、請願項目の2番でいうところの安全を守るという意味での仕掛けづくりということであれば、岩倉市だけで完結しないと思うんですよ。

もっと面整備で、小牧、犬山、春日井、面しているところというと瀬戸とかというところまで行くと思いますので、そこら辺の4つだとか5つだとか、こっちの一宮だとかも影響してくるのかもしれないけれども、ここら辺の4つだとか5つの自治体で連携して、どのような取り組みをしましょうよとか、どういう申し入れをしましょうよ。例えば、今、地元の瑞浪だとか土岐だけの連絡をこちらにも下さいよとかという要望を、岩倉だけじゃなくて、周辺自治体、ここら辺の面でまとまって要望していったほうが実現しやすいとか、通りやすいんじゃないかなという思いがありますので、不安だという思いはわかりますので、その思いは理解させていただきましたよというような形になります。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 委員の皆さんから、議員間討議にはなりませんでしたが、各委員の思いをお聞きいたしました。

ちょっと議員間討議を一旦終了し、質疑に戻りますが、ちょっと委員長のほうから1点だけお聞かせください。

今、岩倉市でこの請願を出されておりますが、近隣市町で同じような請願を出されているんでしょうか。

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） 私の知る限りでは、こちらの岩倉市の請願が初めてだと認識しておりますので、そして議員の皆様方が皆さん行って、現地視察もされていて、前向きに検討していただいていることで、とても先進的な市で、先駆的で、かつ画期的だということで、この場の同席させていただいていることをありがたく思っています。

ちょっとついでになんですが、火事のことについてですが、私の認識しているのも、実験中の火事ではありません。もう一つはメンテナンス中の火事でしたので、今後、実験中ではないとしても、今後のメンテナンス中に火事が起こるということも、別にそれがあろうというふうに決めつけるわけじゃないですけども、ちょっと心配かなと。業者にきちっと安全管理をさせる、安全に、火事が出ないように作業をさせるというのも研究所の責務かなと思いますので、そのあたりが少し甘かったとは、2回も火事が起きていると言

えると思いますし、そのときの本当に近隣の方は、ふだんの火事ですと、防災無線で、どこどこで火事がありましたというアナウンスがあるのに、核融合科学研究所の火災のときは、ヘリコプターが来ていて、おかしいなと思っていたら、後々、核融合科学研究所の火事だとわかったということで、きちっと教えてもらえなかったというお気持ちが近隣の方にはあるようです。

そして、放射性物質のカリホリニウムというのを保有していますので、核融合研究所は名大のプラズマ研が移転したものですので、実験をしていなくても放射性物質を保有しているので、保有している保管庫からの火災かもしれないというところも、住民とか市民としてはわからない。どこで火災が起こっているかわからない。火災が起こったなら、保管庫なのか、実験施設なのか、どこなのかもなかなかわからなかったというものがありますので、ただの火災ですけれども、不安になる面は、実験施設ゆえに、普通の民家の火事とは違う不安がつきまといまいます。

◎副委員長（櫻井伸賢君） ちょっと確認させてください。知らなかったら知らないで言っていただければ結構ですけど、土岐市の消防本部から消防車が出動したという事実は何か聞いて見えますか、知らないならいいんですけども。

◎陳述補足説明者（渡辺優子君） 私はちょっとその辺の、ごめんなさい。

◎委員長（大野慎治君） 各質疑が終わりましたが、各委員さんの思いから、不安に思うという気持ちは御理解できるということがございましたが、この請願の取り扱いをどのようにいたしましょうか、御提案がございましたでしょうか。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 意見が出尽くしたところというところで、今の議員間討議というか、それぞれの各委員の所信を伺ったというところ、総合させていただきますと、不安に思うというところのお気持ちに伝える必要があると。ただ、岩倉だけで行動できるものなのか、もっと広域で対応しなきゃいけないのか。片や、みずからは安全だと言ってみえる研究所がありますので、そこにどうやって今後働きかけをしていくことが可能かということを含めれば、請願者の趣旨を酌んで、趣旨の採択をすべきだというふうに提案をさせていただきます。

◎委員長（大野慎治君） ただいま櫻井委員から趣旨採択すべきという提案がありました。御意見がございましたら。

◎委員（相原俊一君） 趣旨採択にはおおむね賛成させていただきますけど、ただ心配だから、漠然とというのは、ほかのことにも影響すると思います、正直言って。今回の場合は、情報公開不足だと思うんです。だから、核融合

の総合研究所の情報公開という点で趣旨採択、もうちょっと情報公開をなささいということであれば賛成させていただきます。以上です。

〔「休憩をさせてもらっていいですか」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） よろしいですか。暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開します。

◎委員（関戸郁文君） この請願の趣旨をよく読むと、今まとめられた安全云々というところとちょっとずれる感じがするので、例えば議員の提案とか、何か別の形にしたほうがいいんじゃないかという意見なんですけれども、いかがでしょうか。

◎委員長（大野慎治君） 請願に附帯決議をつけるような形という御提案と受けとめてよろしいのでしょうか。

◎委員（関戸郁文君） 請願そのもので賛否をとる、まずこの内容ですね。その後、どういうふう処理するかのほうがちょっとわかりやすいんじゃないかなという気はしますけどね。

◎委員（梶谷規子君） 櫻井委員の提案の趣旨採択をするということについて賛成したいんですが、相原委員も趣旨採択に賛成してもいいよと、関戸委員が言われるのは、趣旨採択ではなく、別の方法というのは具体的にどういう方法を言われるんですか。

◎委員（関戸郁文君） 委員会提出議案とか、そういう方法はいかがですかという提案です。

◎委員（梶谷規子君） 委員会提出議案にしていきたいと。まずは、でも、この請願に対して。

◎委員（関戸郁文君） この請願に対しては賛否をとる、この内容でね。

◎委員（塚本秋雄君） 岩倉に出てきたのと、過去いろんなところで運動されてきた違いは、まず実験そのものを認めない、そういうものをつくらせないというのがあったと思うんですよ、もう四、五年前だから。今回は、もう稼働してやっている状況の中で、つくるな、廃止せよというところじゃない部分を読み取れる部分があります。いわゆる現状の中で、不安の部分、安全の部分はずっとしっかりと情報公開なり、対策を打って行ってください。対策を打ったとしても、原発を見たら、無理な部分は、わからん実験をやっているわけだから、できるかできないわからんような実験を物理学者がやっているわけだから、そういうことを言うと、すぐ請願事項をそのままやれといったって難しい部分あるかもしれないけど、この一番上の請願趣旨、請願事項の上のことについては、僕は同意できる部分があります。

これは、別に実験をやめろ、核融合科学研究所をもうやめなさいという請願事項にはなっていないと思うから、だから、僕はこの趣旨を受けとめて、今回やって、何かをまとめて出したから終わるような事業じゃないと思います。国がしっかり何十億というお金をかけて、文科省とここの実験場の人が交渉しながら予算をとってきて、最終的にそのままずっと続くかどうかはわからんような状況かなと思いますし、それなりの国立大学からそれぞれ派遣されてきて、多くの方たちでやっているわけだから、すぐはなくならないとは思いますが、この種のことをしっかりと、僕らが無関心でいられないようにしていくことが大事だし、成功すれば、それはエネルギーの問題としていい場合もあるかもしれません。それを乗り越えるような結果が出れば、それが経済的にも事業的にも成立するかなと思います。そういう意味合いでいうと、現状は、僕らは勉強させてもらう意味と同時に、この請願趣旨については理解をしていきたいなと思っています。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 今、各委員から御意見が出ましたが、関戸委員は趣旨採択する場合は、附帯決議をつけて、相原委員もおっしゃいましたが、不安を払拭するような情報公開を核融合研究所のほうに求めるという附帯決議をつけた上で賛同いただけるということで、岩倉市議会として……。

〔「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 11時40分まで休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

先ほど関戸委員のほうから、附帯決議、または意見書の文案を考えたらどうかという御提案がございました。本来なら、請願者の方がいらっしゃいますので、採決するべきところではございますが、本議会中、6月21日、最終日の前日に改めて日にちを設定いたしまして、この請願第4号「土岐市核融合科学研究所における重水素実験に関する請願について」は今議会中に改めて審議することにいたしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

◎委員（塚本秋雄君） 皆さんがそういう形であるならば構いませんけれども、一言だけ言っておきますけど、僕は請願だから願意は認めて、具体的に1、2をやれといったって、それはできない部分があるから、請願者に言っておきますけれども、これは参考人を呼んでぐらいのことをやらないとできない部分、大きい問題です。だから、僕はもう願意の趣旨だけでいいと思っています。以上です。

◎委員（梶谷規子君） だからこそ、請願者が今いらっしゃる前で願意を私

私たちは受けとめて、この請願項目抜きの趣旨の中身で採択ということは、あくまでもとりたいと思いますが、やっぱりそこは無理なんですか。

◎委員長（大野慎治君） 多くの委員の皆様の賛同をもって採択できるように努力するという事をお認めいただけないでしょうか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

委員長一任という言葉いただきました。

よって、請願第4号「土岐市核融合科学研究所における重水素実験移管する請願」については、本会議中について継続審査といたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開いたします。

お諮りいたします。

審査の途中ですが、暫時休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 1時10分に再開いたします。よろしくお願ひします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開いたします。

それでは、続いて請願第1号「住宅リフォーム促進事業助成制度の実施に関する請願」を議題といたします。

請願者より意見陳述をされたいとの申し出がありましたので、これを認めます。意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（宮島正彦君） 貴重な時間を3月8日に引き続きまして当委員会で私ども3名をお招きしていただきまして、若干でございますが請願の趣旨を前回もしているわけですし、簡略的に読み上げながら行ってまいりたいと思います。

岩倉市議会におかれましては、私どもの諸活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

欧州不安・金融と通貨不安、米国の政権の影響、長引く個人消費の長期低迷があります。そういうことを含めて、私ども労働者は苦境に陥っています。特に、私ども中小零細企業、自営業者は長引く個人消費の落ち込みで経営難は際立っています。

このような諸情勢の中、全国の多くの自治体においては、地元中小零細事業、自営業者、住環境改善、地域経済活性化、雇用促進などの地域振興制度

として、全国的に住宅リフォーム促進事業制度が導入されました。特に、当市におかれましては24、25、26の3年間で予算執行額2,445万2,000円、工事費の総額が5億3,139万3,000円、工事件数が425件、経済効果は21.7倍となり、市民に好評であり、地域振興制度として大きく寄与しました。

国においては、定住者対策、空き家対策、住宅リフォーム制度支援策に力を入れております。近隣では江南市、それから扶桑町においても市民に好評であり、地域振興制度として実績があります。

再度、当市におかれましては、市内施工業者、個人施工業者を含むわけがありますが、発注の住宅リフォーム工事を対象とした経費の一部補助を請願いたします。このことから、この制度は国、当市の施策と住民の要望に沿うものと思っております。

住宅リフォーム促進事業助成制度の実施について、以下の施策を請願します。

請願事項として、1. 住宅リフォーム促進事業助成制度を実施してください。

特に、本市におかれましては2回目の請願でございます。前回、一部、この前の議論の中ではいろんな諸問題があらわれたわけでございますが、引き続き私どもの趣旨を酌んでいただきまして、ぜひお願いをしたいと思います。

また、岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の一つとして、若い世代の移住とか定住の促進にかかわるリフォーム、それから空き家バンクの設置、そういうことも市長の4月4日の所信表明に明記をしてあります。

そういうことを含めて、ぜひ私どものこの請願の意味を酌んでいただき、ぜひ議論をしていただきますことをお願いし、私のほうからの請願趣旨の請願を終わらせていただきます。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 補足説明は必要ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） じゃあ、意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

また、御提案はございませんか。

◎副委員長（櫻井伸賢君） 私は議員じゃなかったんですけどもね、前回の住宅リフォーム促進助成制度があったところは。いろいろお伺いをさせていただきますと、最終的には下水道の工事に使われたとかいうようないろん

な情報が入ってきました。

この後、採択されるのかちょっとどうかわかりませんが、これが事業として軌道に乗っていくということで、実際に事業を運営していく上で、普通、住宅というと自分が住んでいる家ということになるんですけども、そのリフォームの助成制度という形式をとりますけれども、例えばプラスアルファで木造の住宅の方の耐震工事の分の助成、そしてなおかつ、今先ほど陳述人が言われましたように、空き家の関係がこれから社会問題化していくよというような状況を鑑みれば、空き家のリフォーム等につきましても加えて助成をするという制度設計のほうで進んでいったほうが使い勝手がいい、利用者がふえるのではないかという思いが私の中にあります。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 今、御提案がございました。

お手元に、岩倉市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱が手元にあると思いますが、よろしいでしょうか。

今、櫻井委員の御提案は、多分、別表2の第5条関係のところ、(1)の耐震補強工事費23%の補助かつ80万円の限度、(2)として改修設計費の3分の2かつ10万円の限度、あとは附帯工事費の80万とございますが、(4)で上乗せとして(1)(2)(3)の補助額を合計して90万を超えない額というのに対して、多分住宅リフォームの分を上乗せするという御提案ということでございます。

何か、御意見はございますでしょうか。

◎委員（相原俊一君） これについて、担当課はいかように考えていらっしゃるのか、その担当課の御意見をちょっと伺いたいんですけど。

◎都市整備課長（西村忠寿君） リフォーム制度ということで、過去3年にわたって実施をしてきたわけですけども、当時も住宅リフォーム促進事業としまして、10の補助金を掲げております。

一般住宅のリフォーム、それから今お話がありました下水道の排水設備、それから木造住宅の耐震改修ということで、上乗せ補助的な意味合いとして、当時この10の各事業の補助金を設けておったというわけです。

それで、今御意見がございましたように、耐震改修につきましても当時は20万の上乗せ、つまり現在90万というお話でしたので、それを110万ということで上乗せ補助を実施するというので、3年間で申し込みが8件あったということでございます。

今、御意見がありましたように、耐震改修につきましても年々件数が非常に落ちておることがございまして、私どもとしてもてこ入れを図る必要が当然あるというふうに考えてございまして、この耐震に係る補助金の上乗

せにつきましては、今3年間、過去20万であったものをもう少し増額するとかいうことにつきましては、総額の中で判断をしながら考えていきたいと思っておりますので、耐震改修につきましては補助としてこのリフォームの中に上げていく分には全く問題がないと思っております。よろしく申し上げます。

◎委員長（大野慎治君） 済みません。今、櫻井委員は空き家のリフォームについても御提案がございましたので、そちらの御意見のほうもよろしくお願いたします。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 申しわけありません。重ねてお答えいたします。

今、都市整備課といいますか、市として政策的に空き家、それから定住促進というものを全力で取り組んでおるわけでございます、その中で特に空き家につきましては、その利活用を今後図っていくという中で、まだ利活用について一旦空き家バンクを今回創設、設置をしていくという方向は立っておるんですが、それ以降、そのバンクだけでなく、実際今ある空き家を改修してそこに住んでいただくとか、例えば今ある空き家の取り壊しをもっと促進して、更地化してそこに住宅が建つような政策をもう一步踏み込んで実施していこうということも、私どもは今担当課のほうで協議をしております。

そういったものが当然定住化にもつながっていくものと考えてございまして、20日に全員協議会のほうで3世代近居同居の新しい補助金も創設させていただきますので、あとは若者に定住していただくための補助金も実は私どもは創設をしていこうということで、数ある補助金がこれからちょっと出てくることになると思います。そういう中で、今お話がありましたことにつきまして効果的に結びつけながら、この住宅リフォーム補助金ということで補完しながら進めていければというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

◎建設部長（西垣正則君） 少し補足をさせていただきたいんですけど、今回の請願は市内の業者さんに対しての制度、市内の事業者の活性化だとか、そういう意味での提案だと思います。

今、課長のほうから申し上げたのは、今検討しているのは特に市内の業者に限ってその補助の対象にしていくだとかいうことではないので、その辺の御理解をいただきたいというふうに思います。

その市内業者に対して、特に建築関係の業者さんをターゲットに事業をふやしていくだとか、そういうことについては、もう少しちょっと検討をさせていただきたいなというふうに思っております。市内全体の商工振興だとか、

そういう面につきましては、従来どおり商工会なんかと連携しまして、そういう政策は引き続きやっていくつもりでおります。

◎委員（梶谷規子君） 済みません。今の部長の発言に対してちょっとお聞きしていいですか。

市内の業者に限ってでないなら、まだ検討中のことだと思うんですが、近隣市町の業者とかに限ってとか、そこら辺の検討はあるんでしょうか。

大手の企業ではなく、中小の、近隣のとか、そこら辺のことはどんなふうな検討なんですか。

◎建設部長（西垣正則君） 耐震であるとか、今言った例えば空き家のリフォーム、取り壊しでありますとか、それから今度全協のほうで御報告させてもらう3世代の同居近居に伴うリフォームだとかいうところについては、まだ市内業者限定であるとか、まだそういうところまではちょっと定めてはおりません。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございますか。

◎委員（梶谷規子君） 今、請願の方たちはやはりこの中小零細企業、自営業の人たちの経済活性化のことを非常に願っていらっしゃると思うんですが、1人でやられている業者の人とか中小のところなんかは、割と市に提出する補助をもらうような事業になると、いろいろ手続的に申請書がややこしいとか面倒くさいとか、何かそういうふうな声もちょっと一部に聞くんですが、すごくそういう手続、補助を申請する場合の簡素化みたいなのもお願いしたいと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 書類につきましては、やはりお金を払う、税金から支出するということがありますので、当然必要最低限なものを御用意いただくということで、それは業者さんにとってみると負担になるかということはあるかもしれませんが、決して過大な資料といいますか、報告書の書式を策定はしておりませんので、必要最低限で今後も臨むということでよろしくお願いたします。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、請願に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第1号「住宅リフォーム促進事業助成制度の実施に関する請願」につ

いて、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第1号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

住宅リフォーム制度の今後の中身については、当局と協議しながら進めてまいりますので、閉会中の継続審査のほうに入れさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

(休憩)

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開いたします。

それでは続いて、請願第5号「「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する請願書」についてを議題といたします。

請願者の意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（千葉宣明君） 今回の請願の趣旨です。

協同労働の協同組合は、組合に参加する全ての人が協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形態をとっております。働くことを通じて人と人のつながりを取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けています。

国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズや障害者団体など10万人以上がこの協同労働という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきましたけれども、自分たちの働き方に見合った法人格が欲しい、労働者としての法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしいという法律の整備を求め、活動を続けてきました。

そのかいあって、この働き方や法人を認めるための協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが全国に広がり、国会で100名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど、法制化の具体的な検討が始まっています。

あわせて全国地方自治体では、きのうも連絡が来たんですけれども、873議会での協同労働の協同組合法の意見書採択が進められています。

生協や農協等各種労働組合には裏づける法律が既にあるんですけれども、私どもの協同労働の協同組合は法制化がされていません。国外においても、先進首脳会議G7に参加している日本以外の6カ国は法制化されており、隣国の韓国でも法制化をされている中で、日本では遅延している現状があります。

この協同労働の協同組合は、企業で正規に雇用されない若者や退職された高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方としての期待や、地域のさまざまな課題に住民が取り組むための組織として期待され

ております。

今、協同労働の実践が各地で広がっているんですけども、特徴的なところを報告しますと、27年度から生活困窮者支援制度が始まったかと思うんですけども、全国で81自治体での委託を受けたり、生保事業や、あと地域の若者サポートステーション事業も全国で23カ所やらせていただいています。

また、協同労働のプラットフォーム事業ということで、広島市の松井市長の肝いりで始まった事業なんですけれども、やっぱり地域のことは地域で解決するために、地域の住民が自分たちも出資して、お金を出し合って解決していくスタイルをとということで、3年ほど前から始まって、今は7つの事業が動いているというふうに聞いております。

また、宮城県の登米とかでも、やっぱりなかなか炭焼きとかという文化の継承が進まない中、それをワーカーズコープというか、この働き方で進めようと動き始めているということも聞いております。

このように、仕事を通じて安心と豊かさを実現できるコミュニティーをつくる、こうした働き方は市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会に参加する道を開くものではないかと思っています。

人間らしく主体性を持ち、尊厳ある働き方を目指す私ども協同労働の協同組合法を御理解いただければというふうに思っています。

ぜひとも貴議会において、協同労働の協同組合法（仮称）の制定へ意見書採択の請願を受理していただき、議会で取り上げていただくことをお願い申し上げます。以上になります。

◎委員長（大野慎治君） 意見陳述が終わりました。紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） 紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（塚本秋雄君） 請願事項に、国会での徹底した議論とあるんですけども、国会の中で議論がされていないということはないんですよ。100名近い超党派の議員がおれば。

◎陳述人（千葉宣明君） 議員連盟で議論されているという、厚労省も入っての議論ということは聞いておりますけれども。

◎委員（塚本秋雄君） そうですね。そうすると、国会の制度は僕もどうなっているのか国会議員じゃないもんでわからないけれども、出てくるとなると議員立法で出てくる可能性があると思いますけど、そこら辺はどんな感じ

かな。厚労省が出してくるというの。

◎陳述人（千葉宣明君） 議員立法だというふうに聞いております。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

ちょっと委員長のほうから1点だけ。

今回、岩倉市議会以外に同時にこの請願を出されているんでしょうか、愛知県内で。

◎陳述人（千葉宣明君） 今とれているところ以外では、小牧市さんのほうに動きに行っているんですけれども、ちょっと間に合わずに9月のほうでということ動きは聞いています。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 全国で81自治体で、それは生活困窮者が81自治体。

岩倉もそこでやっていただいているんですが、この請願が幾つの、愛知県の中でどれぐらいの自治体でというのはわかりますか。今されているのが、小牧市で9月と聞きましたけど。

◎陳述人（千葉宣明君） 愛知県では名古屋市、北名古屋市議会と清須、愛西市、知立、一宮、津島市、豊川市、豊田市、春日井市、豊山町議会ですね。全部で11になります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚本秋雄君） もう一つ、済みません。請願の提出先、案を見ると衆・参議長、内閣総理大臣になっていますけど、衆議院議長、参議院議長ということは、超党派がある中でも国会での議論をさせてもらうという、議員立法になるけれども、そこに出すということの理解でよろしいですかね。

◎陳述人（千葉宣明君） 済みません、これは全国のほかのところで使われているものを利用したので、ちょっとそこは答え切れないというか……。

◎委員（塚本秋雄君） 僕はそれでいいと思っておるんですわ。まだ議員立法ということは、超党派で議員立法をして、内閣へ出てきて調整して出てくるということですから、国会の本会議に出してください、委員会でやってくださいということだから、悪いことではないと思ってます。解釈としてね。

ただ、さっき北名古屋と言われたけど、北名古屋が意見書を出したのは平成20年だよ。一覧表をもらいましたけど、結構近隣市町を見ると、新しい議員さんはちょっと記憶がないという部分がありまして、結構長い歴史の取り組みをされてきているというのは理解しているんですけど。

◎陳述人（千葉宣明君） そうですね、10年前ぐらいからは始まっているんですけれども、最後にとれたのが5年ぐらい前だとは思っていて、それは震災があったり政権が変わったり、あとこの法制化を求める委員の中で代表さ

れていた連合の笹森清さんが亡くなられたということもあって、そこで一旦ちょっとストップしてしまったという経緯があって、それからまたちょっと実践も踏まえた広がりがあるので、また動き始めたという活動になります。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、請願に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

請願第5号「「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する請願書」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第5号は全員賛成により採択すべきものと決しました。

◎委員長（大野慎治君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、陳情に移ります。陳情等文書表のとおり、陳情が2件本委員会に送付されております。

まず初めに、陳情第5号「陳情書（原子力災害、放射能災害における防災対策について、住民の安全安心がより具体的なものとなるよう、要望するもの）」について議題といたします。

陳情の扱いはいかがいたしましょうか。といいますか、陳情者が来られていますので意見陳述を求めますが、委員の皆さんはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） じゃあ、陳情者の方、お願いいたします。

◎陳述人（伊藤英子君） 日ごろより防災に関してはいろいろ、近年ちょっと大きな災害が全国的に続いているという中で、本当に御尽力いただいているところだと思いますけれども、きっと岩倉市でも人手が足りないところに持ってきていろいろやらなきゃいけないことが山積していて、てんやわんやしているところだと想像しているところでございます。

そんな中でも、放射能災害、原発災害であるとか、そういうことに関しては、まだまだ遅々としているというところが岩倉市でも現状ではないかと思っております。

愛知県内、全国的にもヨウ素剤を備蓄しているというところでは進んでいるところだと思いますけど、気がついたところを陳情という形でお伝えできればと思ひまして、このたび書面にしてきましたので、そのまま読み上げさせていただきます。

要旨としまして、原子力災害、放射能災害における防災対策について、住民の安全・安心がより具体的なものとなるよう、以下のとおり強く要望いたします。

1. 備蓄ヨウ素剤の配付の具体的対策を早急に確立し実施してください。
2. 住民おののおが実行できるような避難防護等のマニュアルを作成してください。
3. これらの災害を想定した防災訓練や勉強会を実施してください。

この理由としまして、先ほどこちらでお話ししたとおりなんですけれども、岩倉市は原発立地周辺というふうにはちょっと言いがたい、ちょっと離れているという状況にあるわけですけれども、伊吹おろし等の風がそのまま濃尾平野を吹き渡るといふ立地にありまして、その風上には日本海側にある原発がたくさんあるということで、近年とまっていた原発が再稼働をし始めているということで、それも新しい原発ではありませんので、それなりにやっぱり注意が必要であろうかということで、国のほうで審査をしてもらって、それでいろいろ反対意見なんかもある中での再稼働というふうになっております。

それで、私としましては、こちらに書いてあるとおり、やはり不安があると。また、テロ等があるのではないかというような国内的な危機も、海外のことではないなというふうになって報道などで言われておりますので、そういうときの対策が、さあ今できているかということ、そうではなさそうなものですから、その辺はまず指摘させていただいて、次に、福島第一原発事故以降、放射能の汚染を伴う災害がどれほど重大な問題を引き起こしているかというのが日に日に明らかになっている中で、子どもたちの甲状腺がんの発症数が、つい最近のですと、がんもしくはがんの疑いという数が公式で191件あったというような、ちょっとショックな数字が出てきております。

それも資料に添付させていただきましたけれども、見解が二分されていると。それは、スクリーニング技術が高まったから数がふえたんだという方と、いやいや、これは放射能の災害のために、放射能の影響でこうなるんだというところの見解が2つに分かれているがために、訴訟、紛争が起こったりとか、補償がきちっとされないとかで、そういう大きな問題が起きているというふうには言えると思います。

それで、岩倉市はこれまでに放射能から住民、とりわけ子どもたちの命と健康を守るためにヨウ素剤の備蓄を続けてくださっています。これは本当に画期的なことなんですけれども、配付についてはその詳細がまだ決まっていないというふうに聞きました。それで、ヨウ素剤は事前に服用し、甲状腺の被曝をあらかじめ防護するために飲んでおくんだと、災害時の初期段階で服用することが大切になるものであるというふうに聞いております。

しかしながら、ヨウ素剤の服用には注意が必要で、例えば甲状腺に病的な何か疾患を持っていて、ヨウ素を取り入れることで具合が悪くなるというような副作用があるとも聞いておまして、これが医師による事前の診断が必要じゃないのということで、簡単に自治体がヨウ素剤をほいほいと配れるものじゃないよというお話も伺っております。

なので、今の状況ですと、例えばヨウ素を飲まなきゃいけないよという事態が起きたときに、混乱なく本当に事前に飲ませてあげることができるのだろうかという、今の状態では多分できないんだろうなと思います。

それで、今一方で、愛知県の原子力災害計画の第2章においては、防災の第一義的な責務者は指定地方行政機関等で防災の活動をしましょうねというようなことが決まっていますので、もし例えば飲まなきゃいけない、ヨウ素剤を処方しなきゃいけないということは、これは岩倉市のほうの裁量でお渡ししなきゃいけないもんですから、せっかく備蓄としてあるわけですから、ぜひ活用していただいて、住民の安全・安心をより一層強固なものにしていきたいなというふうに思っています。

また、その安全・安心というものの中には、例えば実際に原子力災害が来たときに、じゃあ自治体は何をやってくれるのと言って待っているだけではいけないと思っておまして、例えば水害であるだとか、それから地震であるだとかというときに、自分たちでできることは自分でやりましょう、自治体がやることは自治体がやります、県でやれることは県がやりますというようなふうに、みんな持ち場は持ち場でちゃんとやろうねというようなのが、普通の防災の考え方だと思っているんです。

それで、個人レベルで例えば備えておこうと思っても、今知識が足らな過ぎるもんですから、そうしたことを岩倉市だったら岩倉市独自で何か具体的な避難、あるいは防護のマニュアルを作成することはできないだろうかということで、すぐにはできないかもしれないけれども、徐々にそういうのを整備していただきたいという要望が一つ。

それから、それに加えて勉強会も実施してほしいなという要望がありましたので、ぜひ今後の防災のために検討を始めていただきたいと思おまして、

陳情にさせていただきました。

ぜひ御検討をお願いいたします。以上です。

◎委員長（大野慎治君） 陳情者より意見陳述が終わりました。

陳情者の方がいらっしゃいますので、各委員でちょっと共通認識を持つために、勉強がてら議員間討議に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） それでは、当局も危機管理課長も来られましたので、今の現状について一点ずつ確認していきたいと思えます。

私が述べてもいけません、私のほうでちょっと取り仕切らせていただきます。

備蓄ヨウ素剤の配付の具体的な対策を早急に確立してくださいとありますが、今の岩倉市の備蓄量を含めて、ちょっと説明を危機管理課長にお願いいたします。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 現状につきましては、ヨウ素剤の備蓄を岩倉市はしております。備蓄量につきましては一応20歳未満の方全員の方を対象ということで錠剤を1万2,000丸の備蓄をしております。それから、ゼロ歳から3歳については丸剤を飲むことができませんので、粉末を50グラム備蓄をさせていただいております。

粉末につきましては、劇薬指定をされている薬剤ですので、休日急病診療所のほうで貯蔵をしているということでございます。

◎委員長（大野慎治君） 何か御意見はございますでしょうか。

◎委員（相原俊一君） このヨウ素というのは、期限とかそういうのはないんですか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 3年という期限がございます。

◎委員長（大野慎治君） それでは委員長のほうで進めさせていただきます。

逆に言うと、福島事故のときにはSPEEDIが公表されなくて対策がおくれたという、今後は、万が一起った場合はSPEEDIを速やかに公表するということが政府の方針になっているとお聞きしておりますので、具体的な対策について、何か危機管理課長は御見解がありますでしょうか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 具体的な対策としては、こちらの自治体向けに安定ヨウ素剤の配付・服用に当たってのマニュアルが原子力規制庁のほうから出ております。

基本的な線としては、枠組みがありまして、要は原子力発電所から5キロと30キロというエリアについての基本的な対応というものが示されておま

す。ですので、岩倉市としては近い原発からもかなり距離があるといったところで、もちろん30キロ圏外についても言及はしているんですけども、30キロ以内のところに準じた形になるのかなというふうに思っております。

ですので、対応としては今言いました5キロ圏内については、先ほどのお話にあったような事前配付というのを前提として、速やかに飲んで逃げていただくと。30キロ圏内につきましては、避難所等での配付といったことがベースになるというふうに考えております。ですので、岩倉市が仮にこのヨウ素剤を使うといった状況になった場合は、その30キロ圏内の対応に準じた形での配付といったことをしていくのかなというふうに考えております。

◎委員（関戸郁文君） 済みません、ちょっと確認になっちゃうんですけども、つまり配付の手順が確立されていると言ってもいいわけですね、30キロ外の位置づけとして。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） そうですね。この文言の読み方ということもあると思うんですけども、基本的には5キロ圏内の方については本当に速やかに、やっぱりこの対応の仕方の基本となる考え方を、速やかに飲んで逃げていただくということを言っているんですけども、30キロというのは、これまでその前はもっと狭い範囲での規制といいますか、配付の手順があったんですけど、少しこの間の事故を受けまして、30キロという幅を広められたということもあって、先ほども言ったように避難所での配付だとかいったものが言われておりますけれども、配付・服用に当たっては医師の診断が要るだとか、適正な管理をしなければいけないよということは言っているんですけども、30キロ圏内について、もう本当に飲まざるを得ないような状況が生まれてくるような書きぶりではないのかなというような印象があります。

◎委員長（大野慎治君） じゃあ、続きまして項目の2、住民のおのおのが実行できるような避難防護などのマニュアルを作成してくださいとありますが、今の岩倉市の状況はどのようになるのでしょうか。危機管理課長、ちょっと御説明をお願いします。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 防護マニュアル等は、残念ながらございません。ですので、例えば先ほど言いましたように、岩倉市から遠いところに立地をしている原発というものが対象になるというふうに考えられますので、いわゆる先ほど言いましたように、直近の住民の方とはちょっと対応の仕方が変わるのかなというふうに思っています。

その時間的な差がどれくらいあるかというのは科学的な見解がありませんのでわかりませんが、基本的には今持っているものを医師会等の協力で、もともと地震災害で協力を得ることになっていますので、そういった体

制の中で御診断をいただいて、配付をするといった流れになっているのかなと。明文化はされておられませんけれども、そういった位置づけで考えております。

◎委員長（大野慎治君） 具体的には、屋内待機というのが基本的な方針になるのではないかと思います。

じゃあ、3つ目、これらの災害を想定した防災訓練や勉強会を実施してくださいとありますが、今の岩倉市の取り組みを教えてください。

危機管理課長、お願いします。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 防災訓練、勉強会ということですがけれども、なかなかこのヨウ素剤配付だとか、いわゆる放射性物質の流れ、こうやって流れてきてホットスポットができてという情報も、なかなか一般的でない部分があると思います。

岩倉市全体の中で、例えば訓練だとか勉強会といったものを行うということについては、少し優先順位からいうと現在のところは低いのかなというふうに考えております。

◎委員長（大野慎治君） 委員からの質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） もうこれ以上、ございませんね。

委員長のほうから申し上げます。

今、各委員、当局、陳情者も含めまして共通認識ができたという部分で、今回はこの陳情については共通認識ができたということで聞きおくということで、さらに各委員のほうで勉強していただきますよう、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしということでございますので、各委員のほうでさらなる勉強をよろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、陳情第4号「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書」について議題とさせていただきます。

せっかくここまで活発に議論してまいりましたので、これも一定の議論だけはいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） よろしいですか。

じゃあ、1項目ずつ皆さん御意見がありましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

1つ目、全国一律の最低賃金の制度確立をしてくださいというものについて、何か御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 特にございませんか。というか、できないものに対してはちょっと何か……。

全国一律にはならないはずなんですけど、よろしいですか、皆さん。

皆さん、お疲れなんだけれど、現実的には全国一律にはなかなか雇用の問題がございまして、難しいのではないかと。委員長が意見を言っはなりません、申し上げておきたいと思ひます。

次に、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定をしてください。

これは、一般質問で議員のほうからも提案がございまして、これに対して何か御意見はございますでしょうか。

皆さん、お疲れなんでもう意見が出てきませんが、じゃあこれに対しては意見はなしということによろしいですか。

◎委員（塚本秋雄君） 当然だと思ひていますけれども、ただ、県はつくったはずですよ、愛知県は。公契約。

◎委員長（大野慎治君） つくりました。制定されています。

◎委員（塚本秋雄君） 県の中に、市はどうしなさいという項目は入っていたかどうか。

県と市町は同等だから、県は県でつくって。だけど、県の仕事を市がやるわけじゃないから、市が県の仕事をやるわけじゃないから多分入ってこない。

ただ、見習っていく部分はあるかと思ひます。県がつくったということの重きをやっぱり岩倉市としてもやっていったほうがいいのかという感じは受けます。

やっぱりいろんな形の中で、要は岩倉市の入札業者のことになってくるんだよね。その雇っておる人たちの雇用、労働条件を守ってあげるということですから、大事なことじゃないかなと思ひています。

◎委員長（大野慎治君） この請願は、国に対しての意見書・要望書ですので、国は最低制限価格が今早い段階から決まっております、実質的には公契約条例がなくても制度設計がなされているのではないかと、私から述べはなりません、述べさせていただきます。

3つ目です。全ての労働者に安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる

人間らしい働き方をさせてくださいという、国に対しての意見書・要望書を提出してくださいとございますが、これに対して何か御意見はありますでしょうか。

◎委員（塚本秋雄君） 昨今、ニュースで流れていますけれども、ヤマト運輸、佐川急便、1日10時間にして週3日という部分もありますから、1日8時間ということで決めてしまうとどうかなということだから、週40時間という部分の考え方もあることだけは、意見として述べておきます。

◎委員長（大野慎治君） ありがとうございます。

続きまして4つ目、ナショナルミニマムを確立して地域間格差の解消、地域の振興発展のため、公務・公共サービス体制と機能を充実させてください。また、住民に身近な行政を後退させ、暮らしを破壊する道州制の導入は行わないでください。

何か御意見はございますでしょうか。

◎委員（伊藤隆信君） 道州制って決まっておるの。

◎委員長（大野慎治君） 道州制は、今まだ政府・与党のほうで勉強会はされていると思います。勉強会です、あくまでも。導入に向けての話ではないです。

何か御意見はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ございませんね。

じゃあ、5つ目に入ります。地方自治拡充のため、地方交付税、国庫負担金・補助金をふやしてください。地方交付税額の算定に「行革努力」を持ち込まず、本来の目的のために拡充してください。

多分、この行革努力というものがトップランナー方式で一番行革を進んだところを基準に交付金が決まってくるということで、行革努力が足りないところにはちょっと少なくなるという意味合いのものだとは思いますが、まさしくここだけはそのとおりかなと思いますが、多分、行革努力という言葉が、ちょっと表現が間違っているのではないかなと若干思います。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） それでは6. 沖縄県民の民意を真摯に受けとめ、地方自治を尊重してください。辺野古新基地建設を中止してください。

これに意見はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ないですね。

そのとおりと思う方と、そのとおりでないと思う方といらっしゃるということだと思います。必要であるという方もいらっしゃいます。

皆さん、もうちょっと元気だったら活発に議論できたと思いますが、これで陳情第4号「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書」については、各委員においてさらに熟読していただいて勉強していただきますようお願いしておきます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 異議なしですね。

聞きおくということにいたします。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（大野慎治君） 休憩を閉じ再開します。

続いて、議案審査に入ります。

議案第48号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 消防団員の公務災害補償条例の一部改正の、今回の一部改正というのが、配偶者については加算額が減額で、子どもさんに対して上げていく内容でということで、子どもさんに対してのものが大きな比重を占めていくのかなと思うんですが、そもそもどういう趣旨で今回このような一部改正がされてきたのかというのがわからないんですが、どうなんでしょうか。

◎総務課主幹（川松元包君） 今回の見直しにつきましては、28年度の人事院勧告で、民間企業の配偶者に係る手当について、共働き世代が多くなるなど女性の就労をめぐる環境に大きな変化が生ずる中、民間企業における配偶者に家族手当を支給する事業所の割合や、公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少にあることとか、配偶者に係る手当の見直しを行った事業所の半数において、配偶者について特別扱いをしない方式がとられていることなどを踏まえて、一般職の給与法が改正されたものに合わせて基準政令の見直しが行われましたので、それに合わせるものとなっています。

◎委員長（大野慎治君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） ことしに入って岩倉でも火災が多かったですが、こ

ういった中で負傷したりとかいう事例はなかったでしょうか。

また、過去にさかのぼってこういった事例があったのかどうかお聞かせください。

◎総務課主幹（川松元包君）　そもそも、この消防団員等の公務災害補償が必要とされていることにつきましては、消防活動自体が危険を伴いますことから、そういった際の補償を充実させることによって後顧の憂いなく活動できるという状況を担保するというのが目的であります。

岩倉市におきましては、ことしに入ってから火災もそうですけれども、幸いに消防団員職員につきましては負傷者が出ているということはありません。

それから、現状この補償の対象となっている団員さん、元団員さんというのをございませぬ。

◎委員（梶谷規子君）　確認ですけど、過去にさかのぼってもいらっしやらない。

◎消防本部総務課長（伊藤真澄君）　過去に2件ほど、けがをしたという事例はあります。

◎委員長（大野慎治君）　ほかに質疑はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第48号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（大野慎治君）　挙手全員であります。

採決の結果、議案第48号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案については正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（大野慎治君）　異議なしと認め、そのように決しました。

ちょっと、暫時休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（大野慎治君） それでは、閉会中の継続審査事項の申し出の案を協議させていただきます。

1つ目は、岩倉市商工会との意見交換について。今、商工会と7月に実施できるように協議していただいておりますが、正式にはまだ日程が決まっておりません。案の日時は後で御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

2つ目、3月に商工会の陳情書を採択いたしました。それに伴って中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、委員会のほうで検討していきたいと思っております。何とか政策提案につなげていきたいと思っておりますので、我々で検討していきたいと思っております。

3つ目、先ほど請願を採択いたしましたので、住宅リフォーム制度について当局と協議しながら新年度予算に向けて制度設計をしていきたいと思っておりますので、この3点を継続審査事項にいたしたいと思っております。

他にございましたら、何なりと言っていたいただければ追加で入れさせていただきますが、いかがいたしましょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（大野慎治君） ございませんか。

それでは、この3点を閉会中の継続審査として議長のほうに申し入れるようにいたします。

以上で、総務・産業建設常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。